

最高裁秘書第4728号

令和元年9月26日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の一部不開示の判断は、  
下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

ア 72期司法修習予定者の実務修習地を決定する際に作成した文書（72期  
司法修習予定者から提出された文書は除く。）

イ 72期司法修習予定者の実務修習地の決定に関与した職員の氏名が分かる  
文書（決裁文書を含む。）

(2) 苦情の申出がされた日

平成31年2月5日付け（同月7日受付）

2 答申番号

令和元年度（最情）答申第40号

（担当）秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）